

平成 26 年度浦安市青少年問題協議会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 2 月 3 日（火）午後 2 時～午後 3 時 42 分

2. 開催場所 消防庁舎多目的ホール

3. 出席者

（委員）松崎秀樹会長、西山幸男委員、中村健委員、金子昇委員、
米本慎一委員、石田和明委員、新宅秀樹委員、小比類巻勲委員、黒田江
美子委員、小林勇治委員、鞠山誠人委員、松木新委員、大塚久美子委員、
岡村久美子委員、富山勝夫委員、奥村千佳委員、永井通委員、上野菊良
委員、杉山幸子委員

（説明者及び事務局）

生涯学習部 加藤次長 青少年センター 前田副主幹、井上主査

浦安警察署 小林署長

教育総務部 佐藤次長、教育政策課、佐藤主査

指導課 本山課長、手塚補佐

こども部 石井次長 青少年課 岡部課長、岩井補佐、讃岐主事、
小林主事

4. 次第

（1）会長挨拶

みなさん、こんにちは。平成 26 年度の青少年問題協議会開催にあたりまして、
お忙しいなかお集まりいただき、誠にありがとうございます。皆様方はそれぞれの
立場から、浦安市の大事な子ども達を見守っていただいているところでござい
ます。

時代時代でまだまだ体と心がバランスの取れていない青少年を取り巻く問題、
今はネット時代という新しい情報社会を迎えて、未だかつてない状況に瀕してお
ります。

1 時間 30 分という短い時間ですが、皆様方のご意見をいただければと思います。
よろしくお願い申し上げます。

（2）議題

1) 平成 26 年度浦安市青少年センター補導・相談状況について・・・資料 1

2) 平成 26 年度浦安市における少年の犯罪状況について・・・資料 2

3) 平成 26 年度ふるさとうらやす立志塾の成果報告について・・・資料 3

4) 主な放課後児童の支援事業について・・・資料 4

（児童育成クラブ・放課後異年齢児交流促進事業・こどもの広場等）

5) 浦安市におけるいじめの対策について・・・資料 5

5. 議事の概要

* 条例7条の規定により、会長である松崎秀樹市長が議長となり、議事を進行した。
議題（1）から（5）について、各担当者から資料及びパワーポイントに基づき説明し、それぞれ質疑応答があった。

6. 会議の経過

（1）平成26年度浦安市青少年センター補導・相談状況について

（青少年センターから、配付資料1について説明があり、その後質疑応答に入った。）

最初にパトロール実施状況になるが、現在、教員・PTA・各団体からの推薦者・民間有識者から委嘱された、107名の補導員をはじめ、警察やその他の協力者の方々によって実施している。中央パトロール・地区パトロール・特別パトロール・職員パトロールの合計244回のパトロールを実施し、従事者延べ人数1,607人の方々が参加した。

次に、「自転車の二人乗り」が124人と全体の47%を占めており、次いで、「その他」の92人、これについては、自転車の無灯火やスピードの出し過ぎなど、主に自転車等の交通マナー違反に対して指導した。また、学職別では、「高校生」が115人と最も多く、全体の43%を占め、次いで「中学生」が62人、そして「小学生」「学識不明」「大学等」の順になっている。

次に補導人数の増減を比較したもので、全体として、255人の減少を見せている。これは「二人乗り」の減少が主な要因となっている。

この理由は、補導活動において、学校との連携を強化して、徹底した交通マナー指導を展開したことや、補導員による地道な声かけを続けた成果だと考える。

しかしながら、依然として自転車の二人乗りや、交通マナー違反の事例が多く、今後も警察や学校、関係各課との連携を図りながら、声かけ指導を続けていきたい。

なお、青少年センターの補導活動は、悪い子を捕まえ件数を上げることが目的ではなく、補導活動を通して、地域の中で補導員が多くの子どもたちへ積極的に声をかけ、顔つなぎをすることで、安心・安全な街づくりにつながっていくものだと考えており、その意味から、本市が実施した補導活動は、成果が図れたのではないかと考えている。実際、パトロールを実施しても、以前の様な非行性のある、たばこやシンナーや暴走行為、校内暴力や家庭内暴力など、反社会性の子どもたちは見かけなくなっており、これは全国的傾向である。その状況の中、従来の見回り型補導から見守り型補導への、シフトチェンジが必要ではないかと考えている。

続いて、青少年相談実施状況の説明を説明していきたい。

この相談事業については、青少年センター相談員ということで、臨床心理士2名がおおむね小学生から20歳までの青少年本人あるいはその家族から、電話相談又は来所相談を受けつけている。平成26年度における相談の受理件数は、49件で、相談回数は195件となっている。

次に月別集計については、6月7月が多くなっており、これは、4月の新学期に期

待したものが上手くいかず、夏休み前に悩んだ末、相談に来たケースが、例年見受けられている。

次に学職・内容別集計は、「中学生」が14人で全体の29%ともっとも多く、「高校生」が12人(25%)、「小学生」が8人(16%)の順になっている。相談内容としましては、「家庭・自分自身」が21件でもっとも多く、全体の約43%を占めており、次いで「学校」に関する相談が16件、「問題行動」に関する相談が7件となっている。

具体的な相談内容としましては、「6年生になって親の言うことをきかなくなった」「親に対して暴言を吐いたり、カッとなってすぐ怒る子ども」「家のルールを守らないので、守るようにさせるにはどうしたらいいか」など「家族関係」の相談をはじめとして、学校への「不登校」についての相談も来ている。それ以外にも、「家庭内暴力」の相談もあり、その背景には、家庭内のコミュニケーション不足が影響しているのではないかと思われるケースが数件見受けられた。相談事業は、誰にも相談できないとかなり行き詰まりを感じて青少年センターに来られるお母さん方もいるため、まずは、相談員に悩みを話すことによって、ひとまず肩の荷を下ろして、それから子どもと向き合っていけるような体制づくりに努めていきたい。

(委員) 相談者別集計の中で、両親の相談が3件とあるが、1人の方が3件相談に来たのか、それとも別々の方で3件の相談があったのか。

(青少年センター) 延べ回数である。

(委員) 月別補導延べ人数が年度別で出ているが、24年度の補導人数が多くなっているのは何故か。

(青少年センター) 24年度の補導件数が多くなっている理由は、市内の一部の高校で、指導が徹底していなかった高校があり、件数が増えている。その高校については青少年センターと連携をして、生徒指導を強化したため落ち着いた。

(委員) 学校関係の相談も多いということだが、学校との連携はどうなっているか。

(青少年センター) 相談については、相談機関、スクールカウンセラーも含めて、市内に9相談機関があり、そこで、毎月連絡会議を開催しそれぞれのケースを話し合っている。

(委員) 青少年補導員のほうから一言話をさせていただきたい。堀江中学校の終業式の時に補導員の活動等の紹介をしてもらった。非常に子どもと補導員の距離が縮まった。堀江中学校と美浜中学校は実施したが、今後は、他学校でも実施していきたい。

(会長) それは、補導員連絡協議会から働きかけたのか。

(委員) 青少年センターから学校へ働きかけてもらった。

(会長) 教育長もしくは校長会からそれを受けて何かありますか。

(委員) この件については、青少年センターから相談を受け実施した。とてもいいことだと思う。子どもたちが補導員を知っている、また、補導員も子どもたちを知っているという状況は、輪が広がり、温かい雰囲気も生まれてくることから、今後は

小学校・高校へも広めていければいいのではないか。

(委員)順次他の学校の予定に合わせて実施していきたい。

(会長)26年度補導件数が下がった理由はなにか。

(青少年センター)学校と調整して、学校の先生も校門指導・補導活動に協力してもらった。

また、直接生徒に指導してもらうことによって、補導件数が少なくなったと考える。

(2) 平成26年度浦安市における少年の犯罪状況について

(浦安警察署から、配付資料2について説明があり、その後質疑応答に入った。)

資料については昨年の26年中の非行少年の検挙状況で千葉県全体と浦安警察署管内で記載している。警察の犯罪統計は署ごとの集計となっており、昨年1年分の集計で、数値については暫定値となっている。

まず、初めに非行少年等の検挙・補導人員について、非行少年は警察に検挙された少年の数、千葉県全体では昨年は2,663人で前年比減少、浦安警察署管内でも111人で同じく減少している。

非行少年については、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年に区分けされる。

犯罪少年とは14歳以上20歳未満で、刑罰法令に触れる行為をした少年のことで、触法少年は14歳未満の少年、ぐ犯少年とは、刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年、刑法犯については、刑法に規定されている万引き、自転車泥棒などの窃盗の刑法犯と銃刀法、軽犯罪法になどの特別法犯などにさらに分類される。非行少年111件 犯罪少年88人とは、県下39署あり、上から7番目の順位である。また、88人のうち浦安市内在住は38人と半分以上が浦安市以外の少年である。不良行為少年とは、飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己または、他人の徳性を害する行為をしている少年のことで、検挙数は1,063件である。去年557件と約倍の数であり、声掛け指導を徹底した結果、減少につながった。非行少年の手口で、左の円グラフのその他というのは、占有遺脱物横領であり、盗んだ自転車を放置し、それをまた別の者が盗み使用することをいう。

次に主な特徴点について説明する。一つめの特徴として、成人を含めた刑法犯検挙人員の千葉県全体における少年の割合は19.8%、全国平均よりは上回っている状況である。

二つめの特徴として、県内全体の少年の凶悪犯は51人、強盗で検挙されたのが39人である。浦安警察署管内において粗暴犯で検挙された少年は4人で、前年度と比較すると8人の減少となっている。

三つめの特徴としては、県内の少年の窃盗犯は1,309人で対前年比、13%の減少となっている。うち万引きが727人で割合は窃盗犯全体の55%と高い割合を占めている。浦安警察署管内では万引きが54人と窃盗犯の87%を占めているが、数的にはマイナス29人と減少している。なお、不良行為少年の補導状況については、深夜は徘徊と喫煙が最も多くなっている。

最後になるが、浦安警察署としても、できることからひとつずつ取り組んでいくので、引き続き関係機関のご理解とご協力をいただきたい。

(委員)改正道路交通法が6月1日から実施されるが、自転車の悪質運転を2回以上すると講習を受講しなければならないことや、悪質運転の14項目等があると聞いているが、どのようなものか、具体的に教えてもらいたい。

また、警察署では、中学生が犯罪を起こさないように、どのようなキャンペーンや、指導、周知を徹底していくつもりなのか教えてほしい。

(浦安警察署)県警の交通指導課から、悪質運転の項目についてまだ具体的に示されていない。自転車の安全教育については、市内の随所で実施している月1~2回交差点に警察官を配置して、市の交通安全課の協力も得て実施している。自転車の人身事故については、県下は4件に1件は自転車が絡む事故で、浦安市は3件に1件と多いため、今後より多く実施していきたい。

(3) 平成26年度ふるさとうらやす立志塾の成果報告について

(教育政策課から、配付資料3について説明があり、その後質疑応答に入った。)

立志塾は公立中学2年生を対象としたリーダー研修で、今年も各校から校長先生の推薦を受けた3名、合計27名が参加し、7日間の研修を実施した。

立志塾の目的は、研修を通して、21世紀のふるさとうらやすを担うリーダーの育成を目指すとともに、学校のリーダーとしての資質能力の向上を図ることである。

今年度が4回目の実施であり、1回目は平成23年に開催した。この年は東日本大震災があり、すべての新規事業が中止になった。しかし、大きな被害を受けた本市だからこそ、未来を担うリーダーの育成が必要であるとの判断から、唯一実施された事業である。現在は社会が大きく、急激に変化している。頻発する自然災害、グローバル化、情報社会、少子高齢化等、まさに時代の変革期であり、大きく揺れ動く社会に対応していく時代のリーダーを育てることが急務だと考える。また、リーダーにはさまざまな資質能力が求められており、それを最大限発揮するためには、この世の中をこのように生き抜いていく、人々や社会にこのように貢献していくという志を立てることが不可欠であると考え、事業を実施した。

次に、これまでの立志塾の内容の一部を紹介していきたい。第1回の立志塾は、企業や行政のリーダー、文化・スポーツの分野でご活躍されている方々を講師に迎え、リーダーから直接お話をうかがうことで学ぶ研修を行いました。場所は、市内の青少年交流活動センター「うら・らめ〜る」で開催した。

第2回からは、子どもたちを東日本大震災の被災地に立たせ、若い感性でさまざまなことを感じ、考えてもらおうと、研修地に宮城県石巻市を加えることにした。2回目以降からは、宮城県の被災地での研修を続けている。

第3回は石巻市に加え、南三陸町にも足を伸ばし、少人数グループでの活動も取り入れた。そして、第4回目の今年度については、石巻市と南三陸町の現地研修を中心

に全7日間の研修を組み、今年度は、市内での事前研修として宿泊型防災研修も取り入れた。1日目の研修は7月5日、開塾式と事前説明会に引き続き行った。2日目と3日目の研修は先程お話した宿泊型防災研修である。1日目は基礎編、2日目は実践編の研修で、市内の総合体育館を避難所と見立てて研修会場とした。

基礎編は午前、午後、夜の3種類の研修を実施した。まず午前は、塾生一人に1台のiPadを配付し、デジタルマップを使った災害図上訓練を行った。画面上の浦安市の航空写真に、高齢者人口の分布図や木造家屋の分布図等を次々に重ねられていく。

それらをもとに、震災が起こった場合、本市はどのような状況に見舞われるのかを予測し、自分たちにできることを話し合った。

午後は、震災によりケガをした人、具合が悪くなった人に対するファーストエイド講習で、初期対応の方法を学んだ。

2日目は実践編。震度6強の地震で被災したという想定で市内踏査を行った。どこに向かうのかは、先頭の塾生が持っているiPadから指示が出され、前日に画面や地図で見たところを実際に歩いた。iPadからは課題も出され、ケガをした人を発見したら、前日のファーストエイド講習で習った処置を行った。

4・5・6日目は宮城県での2泊3日の現地研修で、1日目は南三陸町、2日目に石巻市内各所で研修を行い、3日目は主に振り返りや研修のまとめを行った。

南三陸町と石巻市はともに海沿いの町で、甚大な津波の被害を受けた被災地である。

1日目の南三陸町では、少人数グループで町内を歩いた。瓦礫は撤去され、土を盛るかさ上げが進められていたが、建物はほとんど残っていなかった。2日目は石巻市であり、多くの死者を出した大川小学校では静かに手を合わせた。3日目はまとめの日として集団討議や振り返りを行った。

最後の7日目の研修は、現地研修の報告会を行った。塾生たちは、自分の目で見て、耳で聴いて、足で歩いて感じたこと、考えたことを、自分たちの言葉で発表した。被災者の方々の思いもしっかり伝えていた。参観者で満員の会場からはたくさん質問や感想が寄せられ、塾生たちは手応えを感じたようであった。

閉塾式では塾長から修了証が手渡され、塾生は一人一人、研修の感想とこれからの決意を発表した。

また、教育委員会では閉塾後の塾生たちはどのような日常生活を送っているのか、7日間の研修後に塾生インタビューや塾生懇談会を行い、その後の様子を調査した。

「現在担当している係や役職」をたずねたところ、9校中7校で塾生が生徒会長をつとめていた。多くの塾生が生徒会役員や学級委員長、部長というリーダー的な立場に立ち、仲間のため、学校のために活躍していた。

これらの研修を通して、資料に記載のとおり多くの成果が得られた。

以上で平成26年度ふるさとうらやす立志塾研修報告を終わる。

(浦安警察署)警察署においても今後、事業の内容の中で協力ができることがあれば、ご連絡ください。

(委員)社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを常設している。3月8日に交通公園で訓練を実施する。その時に中学生・高校生にボランティアとして参加してもらいたく、調整をしている。色々な子どもたちに参加していただきたいと考えているため、ぜひ立志塾の塾生の参加についてご配慮いただければありがたい。

(教育政策課)率先して参加すると思うので伝えていきたい。

(委員)立志塾の塾生の役割、また、推薦基準等はあるのか。

(教育政策課)塾生は市のリーダー、学校のリーダーとしての役割があり、推薦方法については、夏休みの時期に生徒会は3年生が引退し、2年生が中心になってくるため、生徒会を引っ張っていく気持ちを持った子どもたちを、学校から3名ずつ推薦をしてもらっている。

(4) 主な放課後児童の支援事業について

(青少年課から、配付資料4について説明があり、その後質疑応答に入った。)

本市の主な放課後児童のための支援事業については、保護者が就労等により昼間、家庭にいない児童に対し、遊びや生活の場を提供する児童育成クラブ事業と地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動等を実施することにより、児童の自主性や社会性等を醸成するための放課後異年齢児交流促進事業を中心に推進を図ってきた。

今後については、児童の放課後支援を進めるにあたっては、「こどもの自主性を尊重した多種多様な活動体験ができる環境づくりを進める」ことや、「こどもの安心・安全な居場所づくり」の2つを柱として、子どもたちが自由に遊ぶことができる場として「こどもの広場整備事業」を新たに加え、取り組んでまいりたいと考えている。

初めに児童育成クラブ事業である。

平成26年度は、入会率31.1%、入会児童数1,802人となり、約10年の間に入会児童数が約1,000人も増加があった。このことについて、国では、法律を改正し、地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、また、概ね10歳としていた対象を小学生という対象の幅に広げる、また、施設の設置に関する基準の条例化などが求められてきた。

このため、高まる入会需要に対応した受け入れ体制の確保や子どもたちの良好な生活環境の確保をはじめ、開所時間の延長の問題、さらには、障がい児や特別な配慮が必要な児童の受け入れ等など、課題も多く、現在市の方では、余裕教室の活用や施設の新設や改修を行いながら、現在進めているところである。

今後の取り組みについては、余裕教室の活用や既存施設の改修等により、入会需要の確保を図ることはもちろんのこと、「浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例」に基づき、良好な子どもたちの生活環境を作っていきたい。

次に放課後異年齢児交流促進事業については、地域の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動等を通じて、児童の自主性や社会性、創造性等を醸成し、もって児童の健全

育成を図ることを目的に、平成14年度から学校の余裕教室や公共施設の一部を利用し、全児童を対象に5校で実施している。一日当たりの利用人数としては、過去五年間の平均でも一日あたり40人前後で、平成20・25年度に行った就学前保護者の利用意向では、約6割の保護者が利用を望んでいる。

課題と方向性として、事業を拡充するための余裕教室の確保をはじめ、体験活動ができるようなプログラム、メニューを提供などの質的な向上を図っていくこと、さらには、夏休みなどの長期休業期間中の児童の居場所づくりなどが課題となっており、今後の方向性としては、通年実施を基本として事業の拡充を図るとともに、夏季休業期間の実施を進めていきたいと考えている。

今後の取り組みについては、計画のとおり新たに2校で通年実施のほか、夏期期間での実施を進めていきたい。また、指導員の資質向上のための研修の実施や学習プログラム等の導入、地域の社会資源の活用、民間活力の導入、利用方法の改善などを行っていききたいと考えている。

最後にこどもの広場整備事業である。都市化が進む本市では、中町・新町地域のよりにバランスよく都市公園が配置されている一方で、既成市街地である元町地域は、公園も少ない状況となっている。また、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきており、子どもが事件、事故の被害者となる事象や、あるいは、不登校や引きこもりなどの様々な問題が発生してきている。

こうした中で、子どもたちの失われた創造力あふれる遊びをとりもどし、子どもが持っている潜在能力を発揮させるために、子どもたちの自発性に委ねられた「遊び」を通して、心身や情緒等を発達・成長させていくことが重要であると考え、「こどもの広場」を整備することとした。「こどもの広場」は、従来の既成遊具を中心とした公園とは異なり、自然に近い状況の中で、子どもたちが自由に遊べる居場所として設置するものである。

これからの運営については、施設専用の大人（プレイリーダー）を配置し、子どもが手作りによる多様な活動体験、や発達段階に応じた子どもの個性(感性)の伸長、安全の確保を図っていきたい。また、運営委員会などを設置し、地域や大人たちが一緒になり、子どもだけでなく、関わる全ての人達が子どもの成長に共感できる場づくりを進めていきたい。子どもの発達段階からも幼少から学童期における感受性の発達は著しい時期であり、発達段階に応じた多様な遊びの体験は、子どもの育成に大きな効果が期待できるものであり、対象は小学生までとして整備する。幼稚園や保育園、児童育成クラブなどの児童の活動の充実や公園の少ない元町地域の方々の利用を図るため、専用バスの運行を行う。

放課後の児童の支援事業として、児童育成クラブ、放課後異年齢児交流促進事業、こどもの広場整備事業の今後の取り組みについて説明したが、各事業について委員の皆様のご意見を聞かせてほしい。

(委員)こどもの広場の運営の開設日について教えてほしい。

(青少年課)常設型を目指している、子どもが使う施設であるため、朝、夕方の時間帯と月一日程度の休所日を予定しているが、具体的なことについては、今後、運営協議会を通じて対応を考えていきたい。

(委員)運営方法について伺いたい。

(青少年課)運営方法については、運営協議会を通じて、民間企業等の手法を取り入れ、子どもたちにとってよりよい環境になるように整備、配慮して考えていきたい。

(5) いじめ対応について

(指導課から配付資料5について説明があり、その後質疑応答に入った。)

法令の推移について説明したい。平成25年に国からいじめ防止対策推進法、及び、基本的な方針が出された、それを受けて、平成26年には千葉県いじめ防止対策推進条例及び、いじめ防止基本方針が出された。いじめの定義は、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと推進法第2条に定められ、これによっていじめの定義が共通のものとなった。

それを受けて、いじめ防止の中心となる学校が実施している施策について説明をする。

本市では、全ての小中学校において、いじめ防止対策推進法及び千葉県いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめの防止に係る取り組みや、早期発見、いじめに対する適切な対応を図り、楽しい学校づくりに努めている。

各学校では昨年度中に策定した、学校いじめ防止基本方針を改めて見直し、各家庭や地域とともに連携して取り組めるよう、学校だよりやホームページへの掲載等により、情報を共有している。また、いじめの防止等の対策のための組織を設置し、組織的な取り組みを行っている。学校の組織の主な委員としては、学校職員の他、PTA会長や学校評議員等、地域の方々に参加いただき、学校だけのいじめの対処とならないような工夫がされている。

学校で設置している組織による未然防止として、早期発見、いじめに対する対処を行っているところであり、各学校では児童生徒への未然防止に関する取組の他、教職員対象の校内研修会や保護者対象の講演会等、子どもだけでなく、大人に対するとりくみを計画し、実施している。

早期発見の取り組みとしては、アンケート調査を実施し、教育相談の充実を図るなどして、いじめを多くの教員の目で、察知できるような取り組みを実施している。また、指導課が窓口となっているいじめ110番を通じて、児童生徒やその保護者の悩み訴えを受け付け、学校と連携した取り組みを図っている。

いじめのサインは一部の教職員だけで対処するのではなく、学校に設置した組織により迅速かつ適切な対応を行っている。具体的な各学校の取り組みとしては、「イエローリボンキャンペーン」、また「SOS ノート」の取り組みなど、いじめゼロに向けた、

生徒を主体とした活動がある。

今後も小中学校に対して、情報モラル教育の充実、児童生徒及び保護者に対する啓発の徹底、また、警察や関係機関との連携に努めていきたいと考えている。

また、重大事態における調査の主体については、学校は既に組織を設置しており、5つの段階にわけて調査をしていく。教育委員会も同様であり、附属機関の設置による調査が望ましいといわれている。

いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置については、地域の実情に応じ、教育委員会に附属機関を設置することが望ましい。この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要である。今のところ大きな事案はないが、いざという時に備え、教育委員会では重大事態が発生した際に対処を行うための、第三者機関の設置が実行的であると考え、教育委員会における附属機関の設置に向けて、平成27年第1回定例会に上程する予定で条例の策定作業を進めている。

(なお、最後の資料の3所掌事務の具体的内容の(1)提言、(3)報告といった記載を、答申に訂正をお願いしたい。)

(委員) 子どもたちへの携帯電話などのネットの使用について、どのような指導を行っているか、具体的に教えてもらいたい。

(指導課) 道徳の教材は、年齢に応じて内容が変わっており、情報モラルについては小学校3年生から取り上げられており、指導している。また、各中学校区においても情報モラルに関する講演会を行っている。

(委員) 本市におけるいじめの態様の割合とあり、アンケート調査の結果ということだが、小学校と中学校でアンケートの内容は統一されているのか。

(指導課) 表現上小学校と中学校において言葉の難しさに違いはあるが、内容は統一されている。

(会長) 携帯電話(スマートフォン)の所持率のアンケート対象が、小学校4年生から始まっているが、小学校1年～3年生については対象に含めないのか。

(指導課) 低学年での所持率が年々増えているため、今後は低学年も対象としていきたいと考えている。

(会長) 市内の小中学校は携帯電話を認めているのか。

(委員) 認めていない。

(会長) 他にはいかがでしょうか。

それでは、以上をもちまして、平成26年度青少年問題協議会を終了します。

ご協力ありがとうございました。